

立命館大学法学部叢書 第10号

吉田美喜夫著 『タイ労働法研究序説』

西澤希久男

本書は、労働法研究者によるタイ労働法の研究書である。日本における外国法研究は、これまで西欧法を中心対象としてきた。それは、日本が明治期における法律整備の際に、西欧法をモデルとした歴史を有することが主たる原因と思われる。そこで外国法研究は、モデルとした西欧法を如何に理解し、如何に参考とするのが主たる目的となっていた。しかし、国際化の中で、これまでの西欧諸国だけではなく、非西欧諸国の法制度についての理解が要請された。それは、非西欧諸国についての理解がよりよい関係を構築するためには必須であるという認識からである。そうすると法制度の理解も当然必要となってくる。しかし、研究の必要性は認識されながらも、それまでの外国法研究のスタイルが、特に解釈法学者によるものにおいて、「進んだ」西欧法を参考とするというものであったため、なかなか非西欧法の研究は進展しなかった。そのような状況下において、本書は解釈法学者による非西欧法であるタイ労働法の研究の成果として出版され、非常に貴重なものである。そして、2007年11月1日に発効した日タイ EPA により、現時点では制限はあるが、今後タイ人労働者が日本に数多く入国してくるのが十分予想される。これまでは、タイ人についての労務管理はタイにおいてだけであったが、今後は日本国内でも労務管理を行わなければなくなるであろう。タイ人労働者についての知識をより深めていくためにも、タイ労働法の研究は必要であり、まさに時宜にかなったものといえる。

今回の書評にあたっては、評者の能力的な限界もあり、タイ法研究者としての視点から検討を行っているので、その点あらかじめご了承ください。

本書の構成は、次のようになっている。第1章は、タイ労働法の歴史をまとめている。その際、クーデターや民主化といった政治的要因、輸入代替型から輸出指向型工業化といった経済的要因が労働法に与えた影響について分析し、政治活動の拠点となりうる労働組合を規律する「団体法」は度重なるクーデターにより動揺したが、経済開発にとって適的な「保護法」の分野においては、保護が継続しているとする。

第2章は、民間部門の集団的労働関係を規律する1975年労働関係法の規制内容と特徴を分析している。1975年法は、労働組合の登録、雇用条件協約の締結、労働者委員会による労使協議、争議調整制度、不当労働行為の禁止といった内容を含んでいる。そして、労働組合活動が未成熟なタイにおいては、マイナスの要素である国家による過度の規制が逆にプラスの意味を持ちうると評価している。

第3章は、国営企業を規制する労使関係法について分析している。労働組合の組織率が低いタイにおいて、国営企業においては例外的に組織率が高く、労働運動も盛んであった。政府にとって政治的に無視し得ない存在となった国営企業における労働組合に対する規制を、政治的な側面と民営化の側面の両面から検討している。

第4章は、1975年労働関係法の改正問題に関連して、労働組合運動家による改正案と政府案を紹介して、75年法改正論議について検討している。労働者側からは、国家の規制権限の緩和、使用者との間の実質的な対等関係等が要求されているとする。

第5章は、女性労働者の法的保護についてまとめている。様々な要因により、女性労働者の数が多いタイであるが、その法的な保護については依然として不十分で、男性と比較して差別的な取り扱いを受けていることを指摘している。

第6章は、最低賃金制について、その歴史的概観とともに、現行制度の特徴と問題点について述べている。タイにおける最低賃金制が果たす役割は、適用範囲が狭いため限界があり、当該制度の強化はもとより、その他の制度と合わせての「制度網」を構築する必要があることを指摘している。

第7章は、タイにおける解雇法制の生成について検討している。ここでは、個別労働関係法上と集団的労働関係法上の解雇法制について分けて検討し、解雇予告や解雇手当という制度が導入された個別的労働関係を規律する「保護法」が依然として重要であることを指摘するとともに、労働裁判所の役割の大きさについて指摘

している。

第8章は、解雇における法構造とその規制について論じている。労働裁判所法における不公正解雇に関する紛争の処理として、雇用存続と金銭賠償の二つの解決方法が可能であるが、実際には、雇用存続より金銭賠償が好まれている状況があるとす。同時に、歴史的に解雇手当制度が発達していることから、タイの解雇法制の特徴として、「補償法」としての性格を基本としながら、「存続保障」の要素が加味されていると指摘している。

本書の特徴として、まず挙げることができるのは、タイ語資料を使用していることである。タイは植民地化を免れたため、法廷や法学教育で使用されている言語はタイ語である。そのため、日本と同様に主要な研究論文、教科書はタイ語で記述されている。英語による研究論文も日本法と比較すれば多いが、英語のみで研究をするとなると、限界があるのは自明である。本書は外国法研究の基本である、当該国の言語を使用した研究を行っていることが高く評価できる。また、これまで大多数のタイ法に関する研究に見られたような、判例を参照しない研究からも決別している。タイの場合、まだ労働法の研究は進んでおらず、通常教科書においては、学説の対立について述べるものではなく、条文を解説し、関係する判例を挙げているのみである。そうである以上、タイにおける研究の中心素材となっている判例を検討することは避けて通ることはできず、本書のように判例を参照することは基本的な作業といえる。もちろん、注に言及されているように、文献に引用されている判例を使用するという制限は存在する。しかし、そのような制限はあるものの、やはり当該国の法制度状況を知る上で重要あり、またタイの特殊事情からして検討することが不可欠な判例を利用したことは大いに意味のあることといえる。

第二に、労働法の状況を歴史的に捉えていることである。前述のように、第1章においては、タイの労働法の歴史をまとめているのであるが、そこで注目すべきは、第一に、雇用契約を規律する民商法典が導入される以前の状態を知るために、伝統法を含めた法律を対象として広げている点である。著者は、研究目的を「タイ労働法を理解する一点に絞る」ことを明言しているが、その際には、やはり歴史的な考察は必要と考えられる。近代法導入以前の状態を考察することは、導入された法律が根付くかどうか、またタイ人が有する労働観を知る上でも非常に重要であると考えられる。そのためにもまずタイの伝統法の一つである『三印法典』に立ち返り、そ

の中の雇用とそれに関係する賦役制度と奴隷制度にも言及している。第二に、政治的変動に焦点を当てて、労働法の分析を行っている点である。タイの場合、労働組合の政治的役割は非常に大きく、時の為政者はその動向を無視することはできず、時には弾圧し、時には懐柔するなどをして、政治的な影響力を削減することに腐心してきた。その結果が労働法に反映している。そのため、経済的事情だけではなく、政治的事情を考慮しなければ、タイの労働法の動きを理解することはできない。本書は、経済的事情はもとより、政治的な事情の変動についても視野に入れ、タイ労働法の動きを考察している。

第三に、タイ労働法やタイ労働運動を理解するために、伝統、社会、文化にその要因を求めている点である。外国法を研究する際、条文上からはうかがい知れないことが現実に生じていることに直面する。また、根本的に、どうしてこのような条文が取り入れられたかという問題もある。そのときに、理解の一助となるのが、当該国・地域の伝統、社会、文化である。本書においても、条文だけに拘泥するのではなく、タイ労働法や労働運動を理解するための要因として、積極的にタイの伝統等を挙げ、説得的に論証している。しかし、これは「諸刃の剣」と言える。著者も言及しているように独断的な国民性論、人種論、風土論に陥ることは戒めるべきである。そして、それは宗教についても当てはまると思われる。本書でも多くのところで仏教の教えや考えの影響がある旨の指摘がなされているが、たとえば、労働組合組織率が低迷する原因の一つとして、「現世より来世での幸福を求める仏教の影響」(297頁)を挙げている。しかし、タイの民衆が常にタイ上座部仏教の教義に厳密に従って信仰をしているわけではなく、タイの民衆が本当に現世利益を追求していないのかという疑問が生じる。「法と現実の乖離」が法学では大きな問題となるが、宗教においても「教義と現実の乖離」が問題となるとと思われる。

第四に、タイ労働法を理解するために、女性労働者の取り扱いに焦点を当てている点である。アジアの開発途上国においては、労働力構成上、女性比率が高いという特徴があり、タイはそれが顕著である。労働法が西欧諸国では一般的に女性と年少者に対する労働条件保護法として出発している経緯からしても、タイ労働法を理解するために、女性労働者をどのように規制しているかを見ることは重要であり、本書はそれを独立の章(第5章)として検討している。本書は、タイの伝統、社会、文化に目を配ることによって、女性の社会進出をその表層だけを見るのではなく、その深層として、女性が労働者として大いに期待されており、いわば働かざるを得ない状況におかれていることを明らかにしている。そして、その前提の下に、女性が男性より法律上劣位におかれている問題性を指摘している。